

第42回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年10月30日（金）16：15～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】 インフルエンザ流行期に備えた体制整備について
- 【資料5】 インフルエンザ流行期に受診・相談体制について
- 【資料6】 飲食店向け感染防止対策セミナーのお知らせ
- 【資料7】 福島県内における新型コロナウイルス感染症発生状況の分析
- 【資料8】 新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府への提言

第42回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

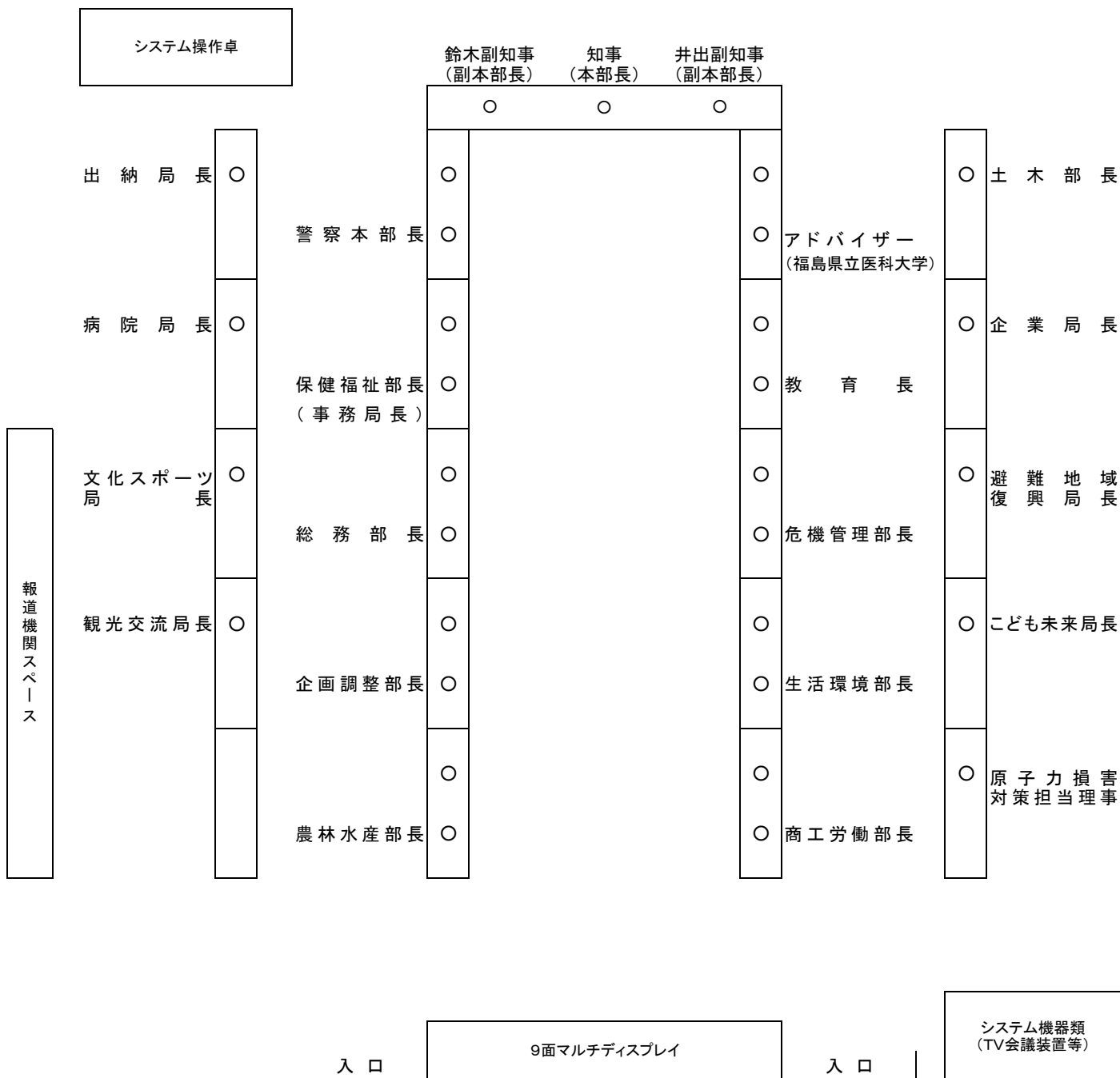
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	和田薫	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷光彦	

第42回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年10月29日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 387人
 (うち死亡者数 6人)

(性別)

男性 226人
 女性 161人

(年代別)

10歳未満 8人
 10代 32人
 20代 52人
 30代 63人
 40代 55人
 50代 73人
 60代 53人
 70代 29人
 80代 16人
 90代 6人

○入退院の状況

入院者数(入院予定を含む) 31人
 他県届出陽性者の入院者数 0人
 (うち重症者数 4人)
 宿泊療養施設入所者数 0人
 退院・退所者数(死亡者含む) 356人

【病床等の確保状況】

確保病床数 469床
 (うち重症者用病床数 42床)
 病床利用率 6.6%
 宿泊療養確保室数 160室

【検査の状況】

1/26～10/29累計 28,967件

※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

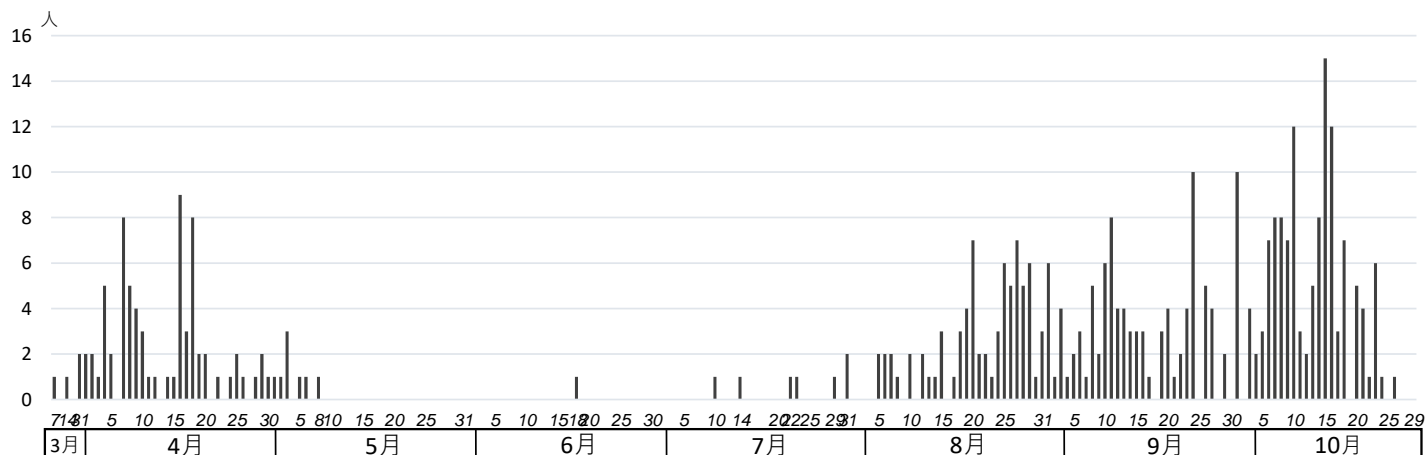
(参考)

国内の陽性者数 97,538人

※令和2年10月29日0時時点(厚生労働省情報)

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】（10月29日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

1/29～2/29	568
3/1～3/31	814
4/1～4/30	5,057
5/1～5/31	1,909
6/1～6/30	600
7/1～7/31	854
8/1～8/31	1,187
9/1～9/30	821
10/1～10/29	755
計	12,565

（単位：件）

1/29～2/29	1,749
3/1～3/31	2,953
4/1～4/30	11,959
5/1～5/31	2,968
6/1～6/30	1,325
7/1～7/31	1,865
8/1～8/31	2,475
9/1～9/30	2,081
10/1～10/29	2,096
計	29,471

（単位：件）

○帰国者・接触者相談センター（県内9か所）相談件数

1/29～2/29	343
3/1～3/31	1,712
4/1～4/30	10,987
5/1～5/31	6,949
6/1～6/30	5,083
7/1～7/31	4,727
8/1～8/31	6,920
9/1～9/30	5,434
10/1～10/29	6,366
計	48,521

（単位：件）

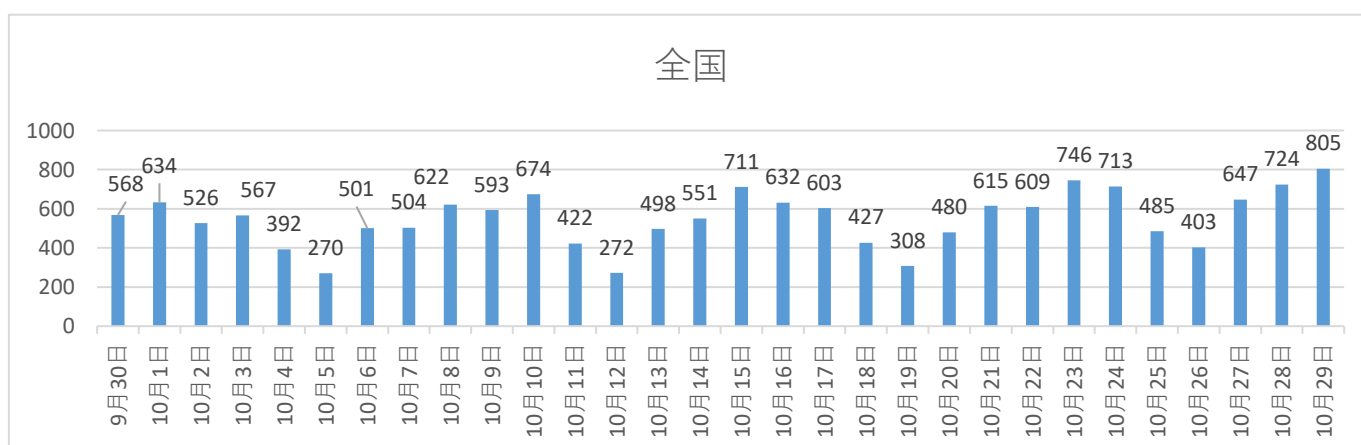
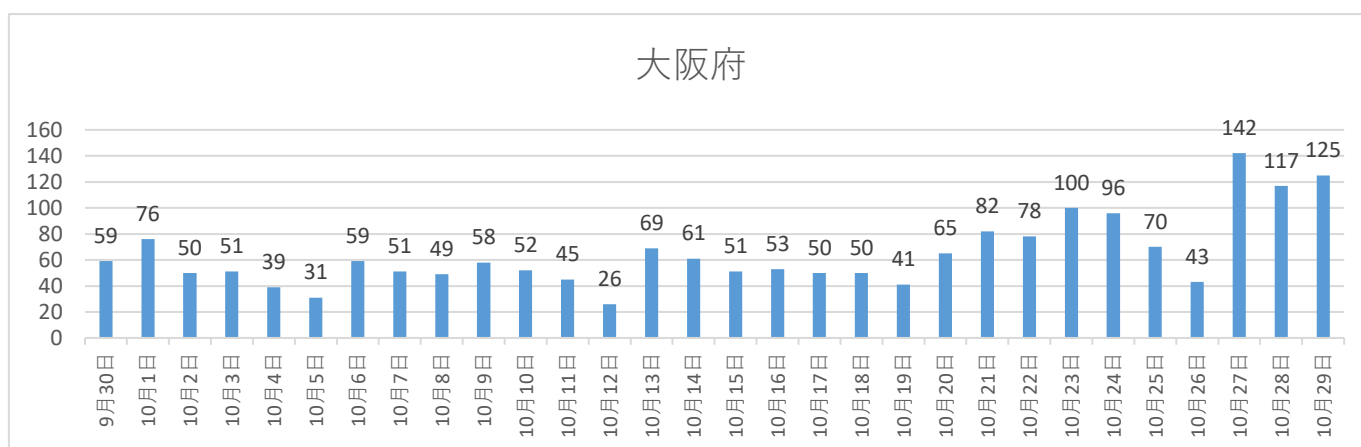
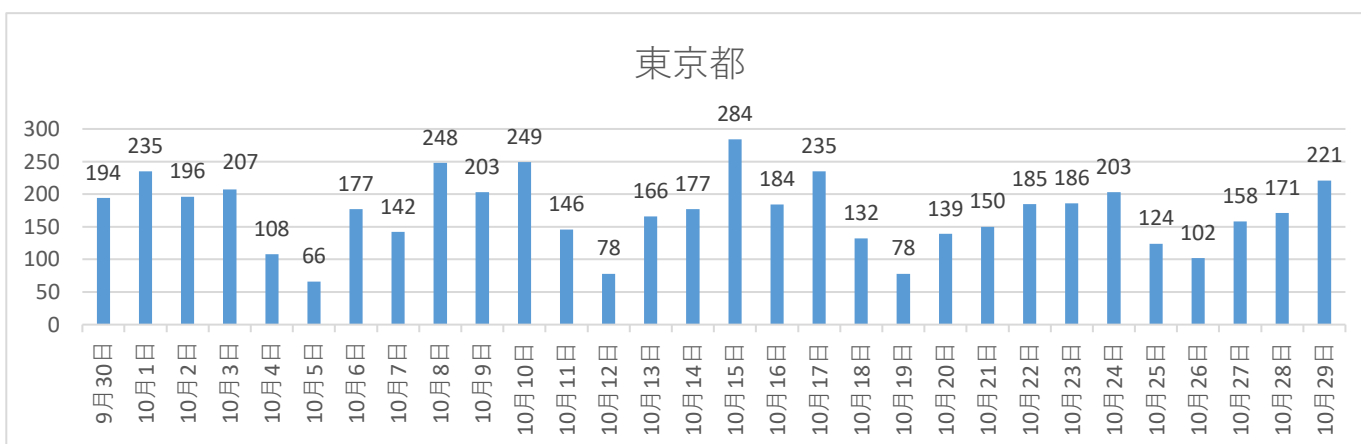
R2.10.30

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位5都道府県）

（単位：人）

順位	都道府県名	10/23～10/29の 新規感染者数 (直近1週間)	左記10万人当たり 新規感染者数	(参考) 9/30～前日までの 新規感染者数
1	東京都	1,165	8.37	5,144
2	大阪府	693	7.87	1,939
3	神奈川県	435	4.73	1,774
4	北海道	334	6.36	895
5	愛知県	311	4.12	742
26	福島県	8	0.43	134
	全国計	4,523		16,502



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況（継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要）

※ 太枠：前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載	総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	4/22～	・都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとう」の感謝のメッセージを交互に表示 ・道路情報板表示内容・期間 「外出時は感染防止策の徹底を」 (6/1～当面の間)	土木部
7	4/28～	・県境を跨ぐ県管理道路25箇所に移動自粛等を呼びかける看板を設置 ・道路看板表示内容・期間 「感染拡大防止 外出時は感染防止対策を徹底しましょう」 (6/1～当面の間)	土木部
8	6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
9	6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、 総務部
10	7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、 総務部
11	8/8～	・新聞、テレビ、ラジオ等を活用し、新しい生活様式や医療提供体制に関する広報を実施	対策本部
12	9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
13	9/18	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（第8版）を作成	対策本部
14	9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、 総務部
15	10/24～	・インフルエンザ流行に備えた新しい受付・相談体制について、県政広報媒体（新聞2紙、民放TV4局、県広報誌）を活用し広報を開始	対策本部、 総務部
16	10/26～	・インフルエンザ流行に備えた新しい受付・相談体制について、市町村広報誌による広報を依頼	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

17	・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、 保健福祉部
----	-------------------------------	----------------

※ 相談体制については、(4)の1) 相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3) 検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
18	6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、 危機管理部
19	6/17～	・休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援する給付金の受付を開始。	商工労働部
20	7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
21	9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
22	9/17	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
23	9/17	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、 危機管理部
24	10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行業者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
25	10/29	・郡山市との共催で、駅前飲食店を対象とした感染防止対策セミナーを11月9日(月)に開催する。	保健福祉部
26	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付(令和2年10月29日現在)		対策本部、保 健福祉部、こ ども未来局
i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 3,478,000枚 ・フェイスシールド 累計 401,000枚 ・医療用ガウン 累計 1,420,000枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・保護施設 (マスク) 累計 18,500枚 (消毒液) 累計 129リットル ・高齢者施設等 (マスク) 累計 1,108,722枚 (消毒液) 累計 5,555リットル ・障がい者支援施設 (マスク) 累計 265,850枚 (消毒液) 累計 3,513リットル ・こども園・保育所等 (マスク) 累計 50,500枚 (消毒液) 累計 3,266リットル ・児童養護施設等 (マスク) 累計 215,000枚 (消毒液) 累計 4,168リットル			

(4) 医療等

1) 相談体制

27	2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、 保健福祉部
----	------	---	----------------

28	3/27	・コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを開始	対策本部、 保健福祉部
29		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応）	対策本部、 保健福祉部
30	5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル（コールセンター）：5回線 ・帰国者・接触者相談センター：15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、 保健福祉部
31	11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、 保健福祉部

2) 外来医療提供体制

32	9/9～	・県内の帰国者・接触者外来の設置数44	対策本部
33	10/28～	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、229機関を指定	対策本部
34	10/30～	・県から会津坂下町に委託する形で運営する「両沼地方発熱外来」を坂下厚生総合病院敷地内に開設 (県内の地域外来の設置数20(うち県委託15))	対策本部

3) 検査体制

35	9/1～	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
36	10/1～	・県内の検査体制について、一日あたりの検査可能数を832検体に拡充(+232検体)	対策本部、 保健福祉部
37	10/27～	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が331となった	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

38	4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、 保健福祉部
39	4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、 保健福祉部
40	5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
41	8/27	・病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者：最大病床数469床(計画上350床) 宿泊療養者：最大室数160室(計画上160室)	対策本部、 保健福祉部
42	9/15	・軽症者等宿泊療養施設として、「ホテル東横INN福島駅西口(60室)」を選定し、運用を開始 ※既存の東横INNいわき駅前(100室)と合わせて160室	対策本部、 保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

43	6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、 保健福祉部
----	------	---	----------------

6) 医療人材の確保

44	5/26	・[再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
----	------	--	----------------

7) 診療情報の共有

45	4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、 保健福祉部
46	5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始	対策本部、 保健福祉部

8) その他

47	7/28～	・医療機関や高齢者施設、障がい者施設等で働く職員へ支給する慰労金などについて、申請受付を開始	保健福祉部
----	-------	--	-------

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等

48	3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
49		・新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施	商工労働部
50	6/15～	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げ。	商工労働部
51	7/9～	・活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）を実施（新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助）	商工労働部
52	8/3～	・国・県・市町村等による新型コロナウイルス関連の公的融資制度を受けた県内中小企業がハイテクプラザの機器を使用する場合又はハイテクプラザに試験を依頼する場合にその使用料又は手数料を全額免除する措置を実施（R3. 3/31まで）	商工労働部
53	9/1～	・県全域での消費拡大策として、「コロナに負けるな！オールふくしま買って応援キャンペーン」第1期を開始（11/15まで）	商工労働部
54	9/14～	・県補助事業「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」により福島県中小企業中央会が交付する交付金（4月又は5月の売上げが前年同月比20%以上50%未満減少した事業者を一定の要件のもとに支援する交付金）の申請受付を開始。（11/30まで）	商工労働部
55	10/15～	・「県民宿泊割引」の対象県拡大及び期間延長（東北6県・新潟県、2/1チェックアウトまで）	観光交流局
56	10/28～	・令和2年度「スタートアップ起業家緊急支援事業」の公募開始。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた創業5年以内の企業が行う販路の開拓・拡大等に向けた取組に対し、補助金を交付するとともに、専用応援サイトを立ち上げて掲載。	商工労働部

②世帯への貸付制度等

57	3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
58	4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部

③相談体制

59	1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）	商工労働部
60	常設	・福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部

61	3/3	・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
62	2/14～	・ 福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
63	常設	・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
64	4/21	・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
65	4/21	・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
66	7/8～	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化等に対応するため、輸出を行う食品事業者等に対し、施設の整備や機器の導入等を支援	農林水産部
67	7/8～	・ 新型コロナウイルス感染症拡大に起因する牛肉枝肉価格の大幅な下落により、経営危機に直面している県内の肥育農家に対し、経営体質強化等に必要な経費の一部を緊急に支援	農林水産部
68	10/7	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年の収入保険に新規加入する際の保険料及び福島県農業共済組合が令和2年度中に実施する加入促進に係る経費に対して補助金を交付する。	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

69	常設	・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
70	4/17～	・ 陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
71	9/9	・ 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
72	10/7	・ インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部

2) 緊急事態宣言後の取組み

73	9/17	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
----	------	-------------------------------	----------------

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

74	9/1～	・ 地域公共交通感染防止対策事業（運転代行）補助金の募集開始。HP等で周知。	生活環境部
75	9/14～	・ 地域公共交通感染防止対策事業（タクシー）補助金の募集開始。HP等で周知。 （運転代行業者やタクシー事業者が行う新型コロナウイルス感染防止対策に対して補助。申請受付期限は、郵送：12/31まで、持参：12/28まで）	生活環境部
76	9/17	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」(都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み)に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告
- J ヴィレッジを活用した健康増進事業 (6/13～10/31)
 - ・ コロナ禍における外出自粛による県民の運動不足とストレスの解消を図り、県民の健康維持・増進を図る
 - ・ 広大なJ ヴィレッジの天然芝を活用し、コロナ禍でも取り組める「新しい生活様式」に対応した健康増進の取組 (受付での健康状態の確認、アルコール消毒等の対策)
- 「Challenge! ソーシャルディスタンススポーツ in J ヴィレッジ」の開催 (10/25)
 - ・ コロナ禍での県民の健康不安や運動不足の解消を目的とした健康増進イベントの開催。
 - ・ 約 500 名がタレントの田中律子さんによるヨガ教室を始めとした適切な間隔を置いた既存スポーツや、With コロナ期でも可能なニュースポーツなど、新しい生活様式に対応した運動を体験。
 - ・ 今後、当日の映像を活用し、運動を推奨するテレビCMを放送予定。

◆ 生活環境部

- 県政 CM、県政ラジオ番組 (FM)、新聞の県政広報枠等を活用し、随時新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に対する注意喚起を呼びかけ。

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 県アンテナショップ等で利用できるプレミアム付き商品券「ふくしま県産品応援商品券」発行

◆ 農林水産部

- インバウンドの減少や外食需要の激減に伴い、高価格帯の農畜産物の価格が大きく下落していることから、オンラインストアを活用した生産者応援キャンペーンを実施（5/15～）
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により消費が減退している県産花きについて、公共施設等における展示を契機とした利用定着、活用拡大の取組を支援する（7/8～）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により急激に消費減少し、販売価格が大幅に低迷している県産牛肉、県産地鶏、県産水産物について学校給食での消費拡大を図る（7/8～）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食産業での米の消費量が減少し、民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米の価格下落が懸念されていることから、令和2年産の主食用米を飼料用米に転換推進を図る（7/27～）
- 新型コロナウイルス感染症収束後、訪日外国人が安心して利用できる環境を整えるため、飲食店が行う衛生管理の徹底・改善を図るための設備導入や店舗の改装等に対して補助金を交付（7/27～）
- 新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴い、遊漁料収入が大幅に減少している内水面漁協の溪流魚放流に支援し、資源の維持と漁協経営の安定を図る。（10月下旬～）

◆ 土木部

（1）県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（5/22～）

（2）その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。（令和2年9月議会福島空港条例改正）
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書

を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(4/6～)

◆ **教育庁**

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ **企業局**

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ **病院局**

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（4/17～）

(2) その他

- 実習生（看護実習、その他）の受け入れの延期（4/9～）

◆ **議会事務局**

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（4/16～）

◆ **警察本部**

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた

広報を実施)

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ 総務部、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

背景

○ 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されており、次のインフルエンザ流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対して、地域において適切に相談、診療・検査を提供する体制を整備する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の 保険適用行政検査を実施する医療機関 (集合契約・個別契約)

契約締結後の診療・検査実施可能な医療機関数

331 医療機関 (R2.10.28現在)
(内訳：集合契約 255、個別契約 76)

診療・検査医療機関

発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関

229 医療機関 (R2.10.28現在)

診療・検査体制

1 「診療・検査医療機関」の指定

○ 発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関(県・中核市と行政検査の集合契約を締結した医療機関のうち、指定を希望する医療機関)を県が指定。

(指定を受けた場合、外来診療・検査体制確保に要する費用の補助等が受けられる。)

2 地域における情報共有

○ 指定を受けた「診療・検査医療機関」の対応可能時間等の必要な情報について、「受診・相談センター」、郡市医師会、県・中核市の間で情報を共有。



本件に関する問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
医療対策班 尾関 伸久（内線5785）
電話（直通）024-521-8681

インフルエンザ流行に備えた受診・相談体制について
このことについて、下記のとおり変更となりますので、お知らせします。

記

1 変更内容

- (1) 発熱等の症状がある方は、まずはかかつけ医などの身近な医療機関に電話相談することを基本とし、かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は、「受診・相談センター」へ電話相談することになります。
- (2) 現在の「帰国者・接触者相談センター」を「受診・相談センター」に名称変更します。
なお、電話番号は従来の電話番号（0120-567-747）で変更ありません。
（旧）帰国者・接触者相談センター
0120-567-747
（新）受診・相談センター
0120-567-747
- (3) 一般相談（コールセンター）は、名称変更や電話番号（0120-567-177）の変更はなく、従来どおり受け付けます。

2 変更日

- 受診・相談センター
令和2年11月1日（日）から

3 周知依頼

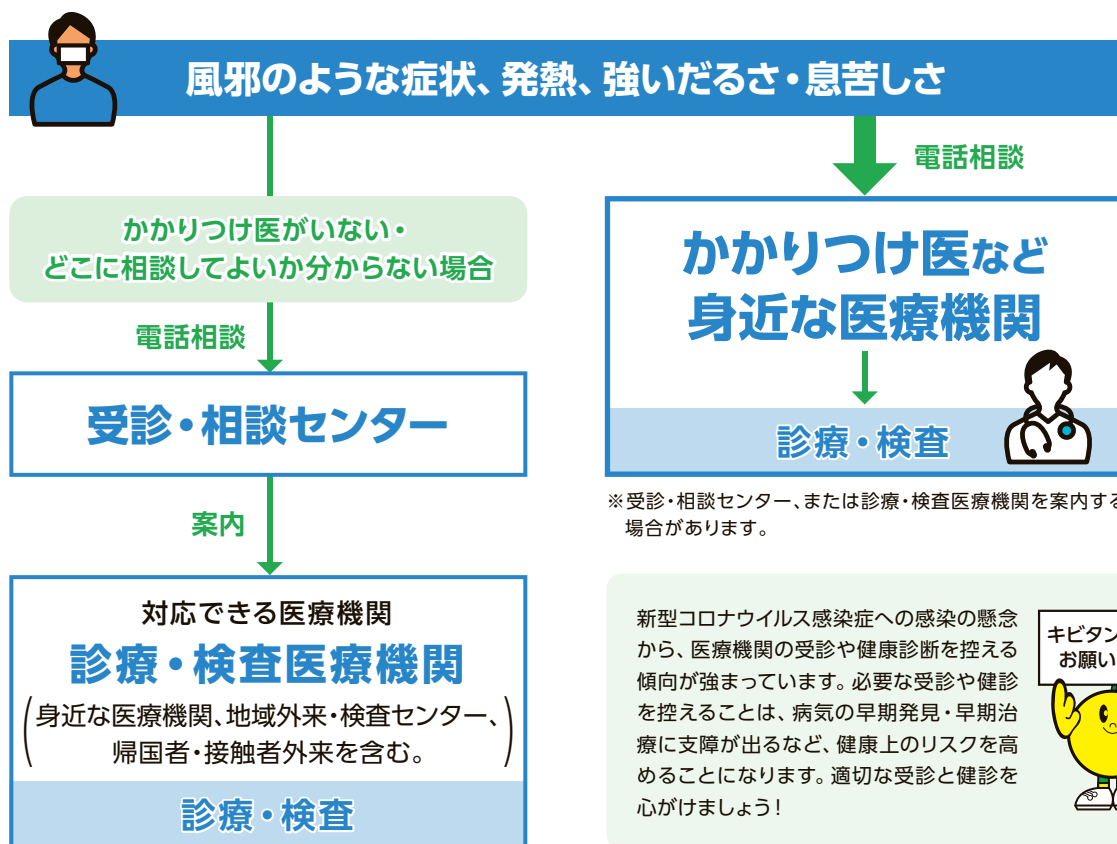
今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、報道機関の皆様におかれましても引き続き県民への周知に御協力をお願いいたします。

4 その他

チラシに記載の「診療・検査医療機関」は、10月28日現在で229機関となっており、引き続き、指定数の拡大に向けて取り組んでいきます。

新型コロナウイルス 相談窓口

発熱等の症状がある方は、**まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話でご相談ください。**かかりつけ医がない方、またはどこに相談してよいか分からない方は、「受診・相談センター」にご相談ください。



相談専用
ダイヤル

受診・相談センター ☎0120(567)747

(平日・休日問わず24時間対応)

※従来の「帰国者・接触者相談センター」はインフルエンザ流行に備えた体制整備のため、令和2年11月1日(日)から「受診・相談センター」に名称を変更します。

一般相談(コールセンター) ☎0120(567)177

(平日 8:30~21:00・休日 8:30~17:15)

※耳の不自由な方はファックス(024(521)7926)でご連絡ください。

【問い合わせ先】 福島県コロナ対策本部 ☎024(521)7262

福島県 新型コロナ相談 | 🔍

飲食店向け感染防止対策セミナーのお知らせ

資料 6

新型コロナウイルス感染症の基礎知識や感染防止対策を学び、「with コロナ」の時代を見据えた経営のポイントを紹介する飲食店向けのセミナーを以下のとおり開催します。

1 日時

令和2年11月9日(月) 15時から17時

2 会場

清水台地域公民館(郡山市清水台一丁目 6-1)

3 受講対象者

令和2年10月までに郡山市保健所が実施した駅前飲食店 PCR 検査を受けた事業者

4 申込方法

(1)インターネット(右の QR コードをご利用ください)

<http://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202000180>

(2)Fax : 福島県食品生活衛生課 024-521-7925



5 内容

(1)新型コロナウイルス感染症の概要

福島県感染症対策アドバイザー 福島県立医科大学・仲村究 先生

(2)駅前飲食店 PCR 検査の結果の概要と今後の対策

郡山市保健所

(3)ステッカー配布事業の紹介

福島県保健福祉部食品生活衛生課

(4)これからの経営に大切なもの～with コロナを見据えて～

中小企業診断士・湯田晋介 先生

(5)がんばる^{おらほ}地元の飲食店^{エール}応援券の紹介

福島県商工労働部商工総務課

6 受講にあたっての注意点

(1)感染防止対策徹底のため、館内に複数の会場を用意し、一部の会場はモニターでの視聴により実施します。

(2)会場内はマスクを着用してください。

(3)セミナー当日、以下に該当する方の参加はお断りさせていただきます。

- 37.5 度以上の発熱や咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 過去2週間以内に新型コロナウイルス患者との接触歴があり、保健所から濃厚接触者として認定されている場合

(4)会場には専用の駐車場がありません。徒歩又は公共交通機関をご利用ください。

【主催】 福島県・郡山市

【お問い合わせ先】

福島県食品生活衛生課 024-521-7245

郡山市保健所生活衛生課 024-924-2157

**福島県内における新型コロナウイルス感染症
発生状況の分析
【 7月～10月 】**

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 7月以降の県内における患者の属性（人数：305人）

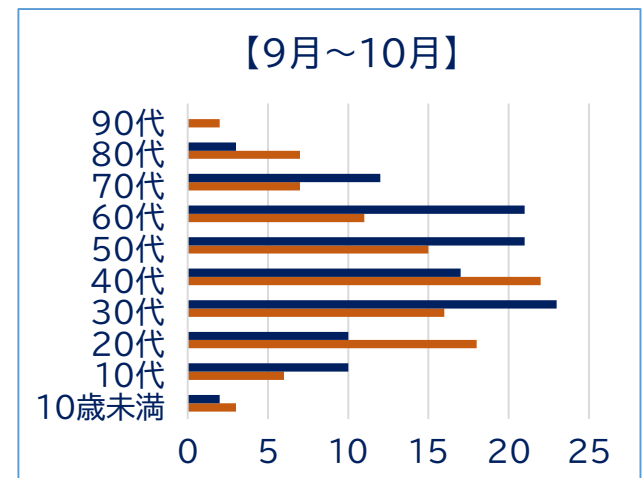
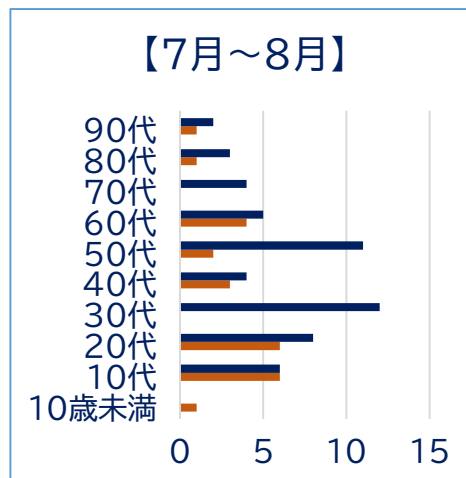
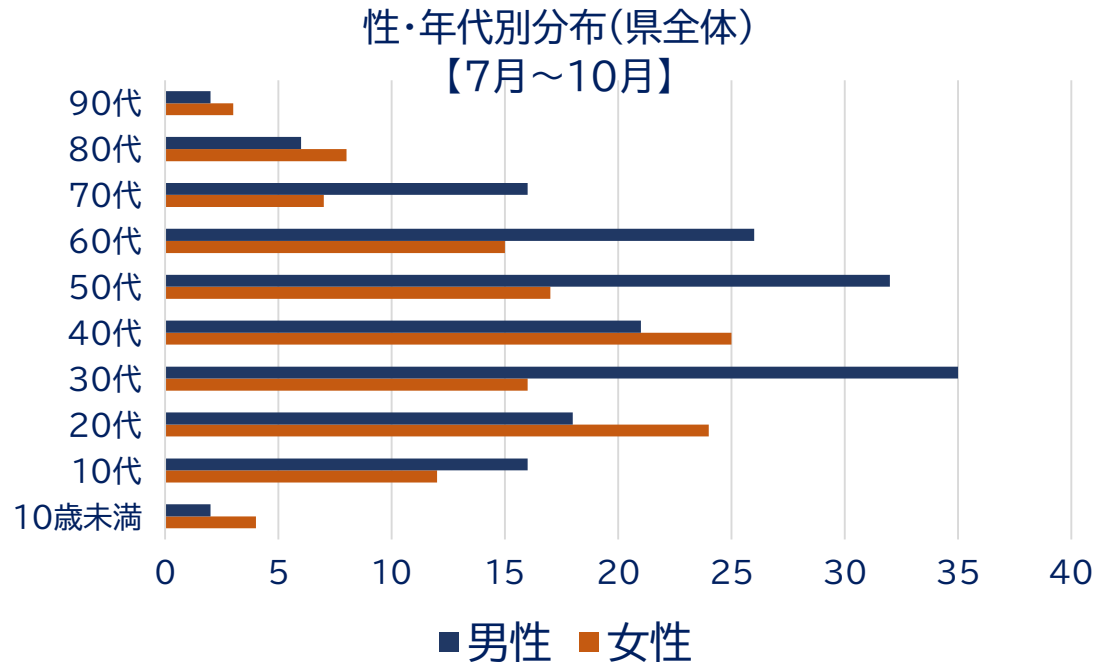
性別			
男性	174人	女性	131人

居住地域			
中通り	212人	70%	
郡山市(再掲)	153人	50%	
会津	48人	15%	
浜通り	45人	15%	

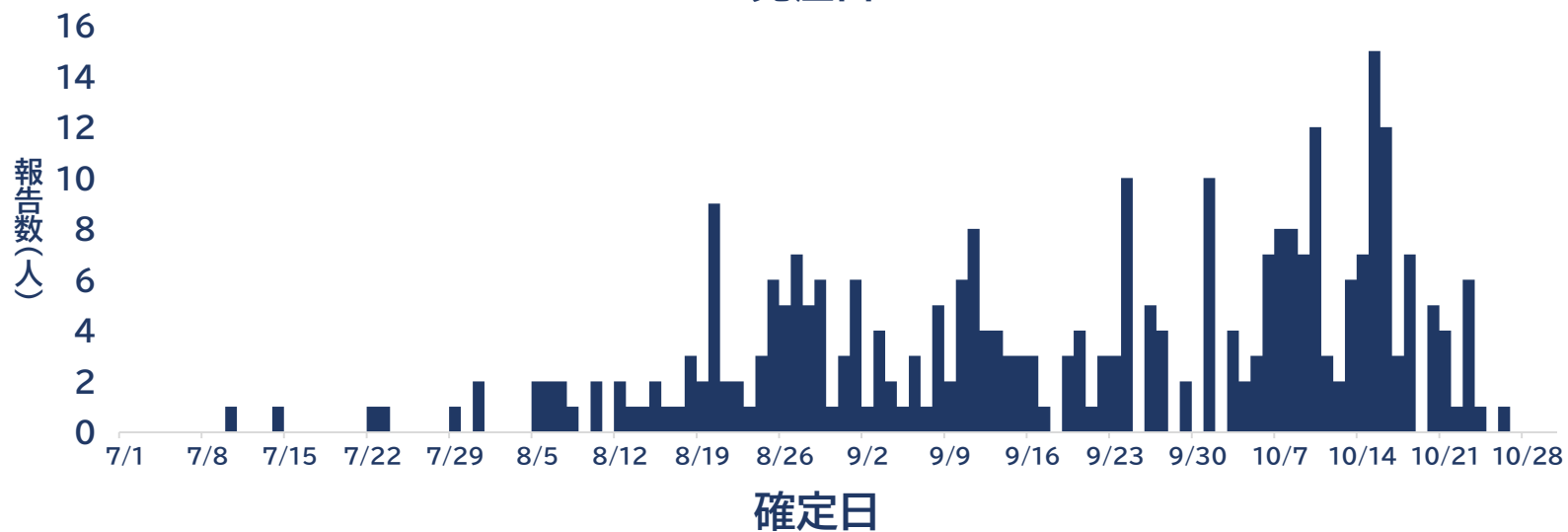
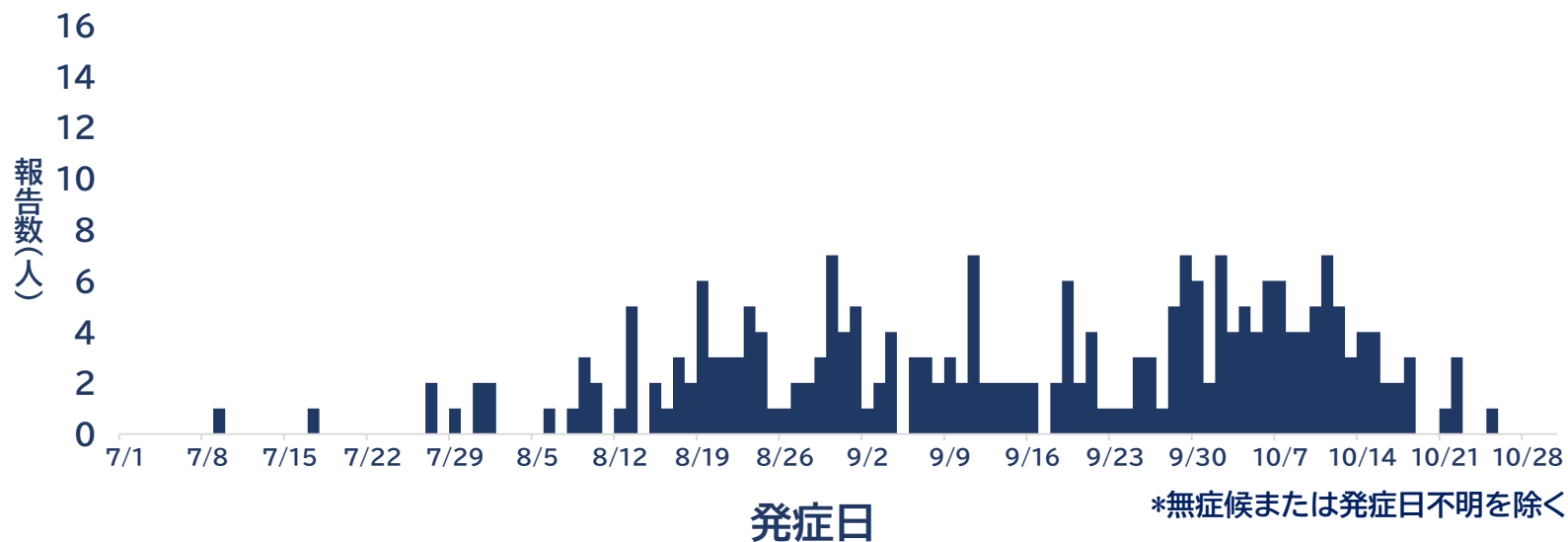
※県外居住の方については確認された地域に含む

推定感染源			
飲食店	41人	13%	
家族	83人	27%	
知人	19人	6%	
職場	39人	13%	
施設	24人	8%	
その他	15人	5%	
県外	33人	11%	
不明	51人	17%	

検査時点での症状			
有症状	240人	79%	
無症状	65人	21%	

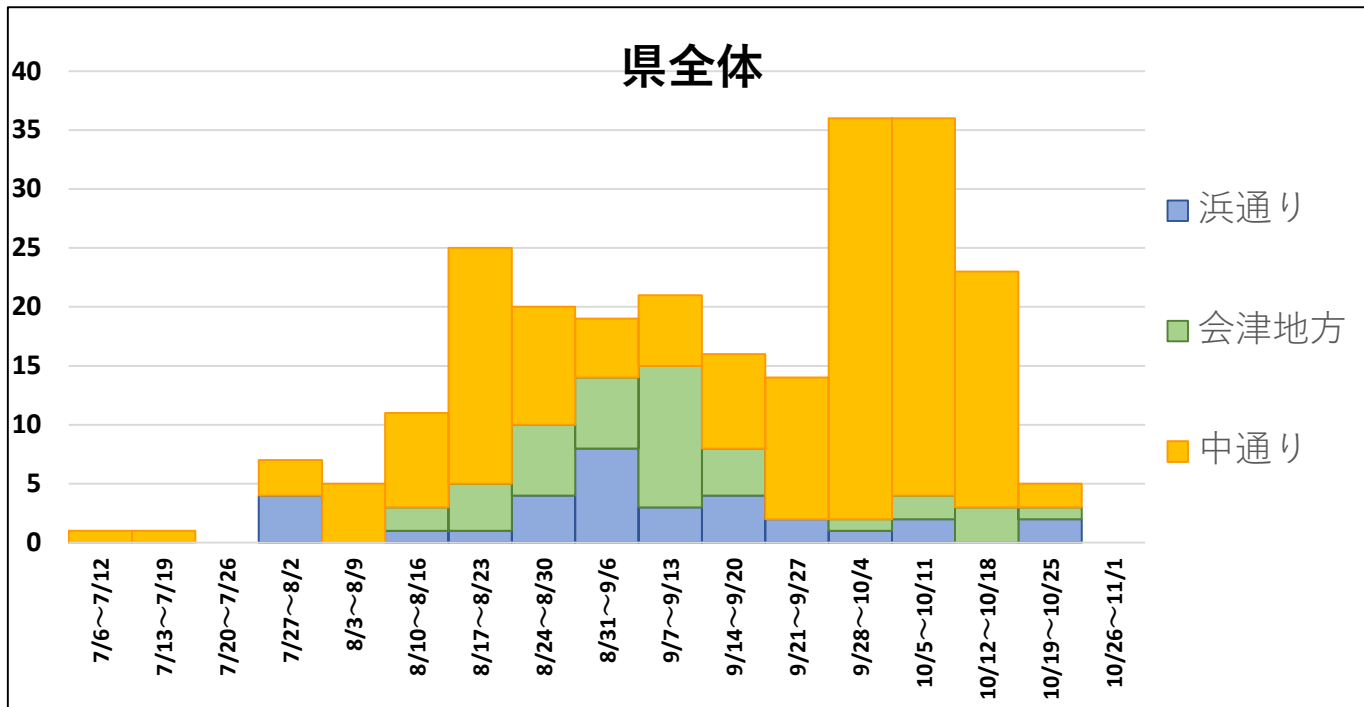


2 7月以降の県内における発生動向【発症日・確定日】

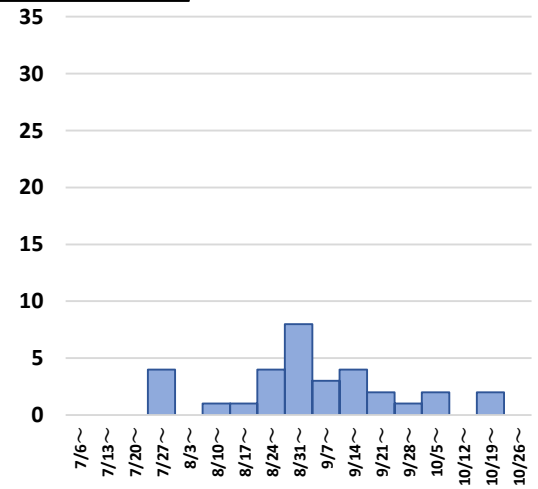
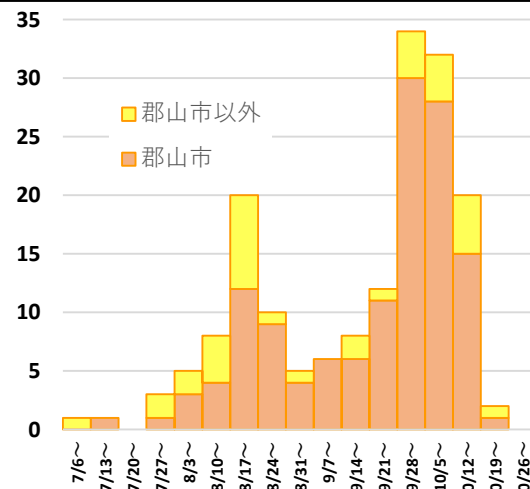
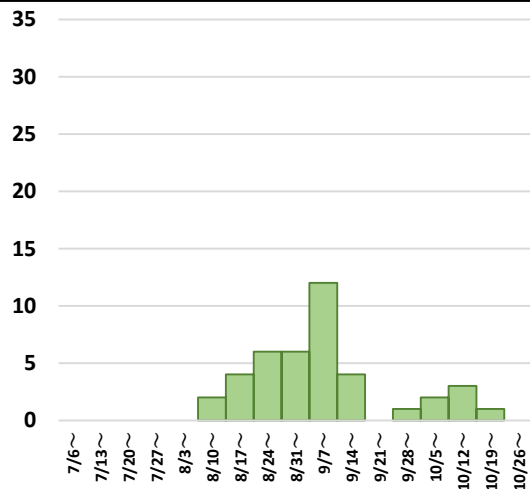


■7月以降、患者が断続的に確認され、228月以降は連日患者が確認された。

3 7月以降の方部別発生動向【発症日】



■ 浜通りは8月下旬、会津地域は9月上旬にピークが見られ、9月下旬は郡山市内からの報告が多くを占めたが、10月上旬をピークとして減少傾向が見られた。



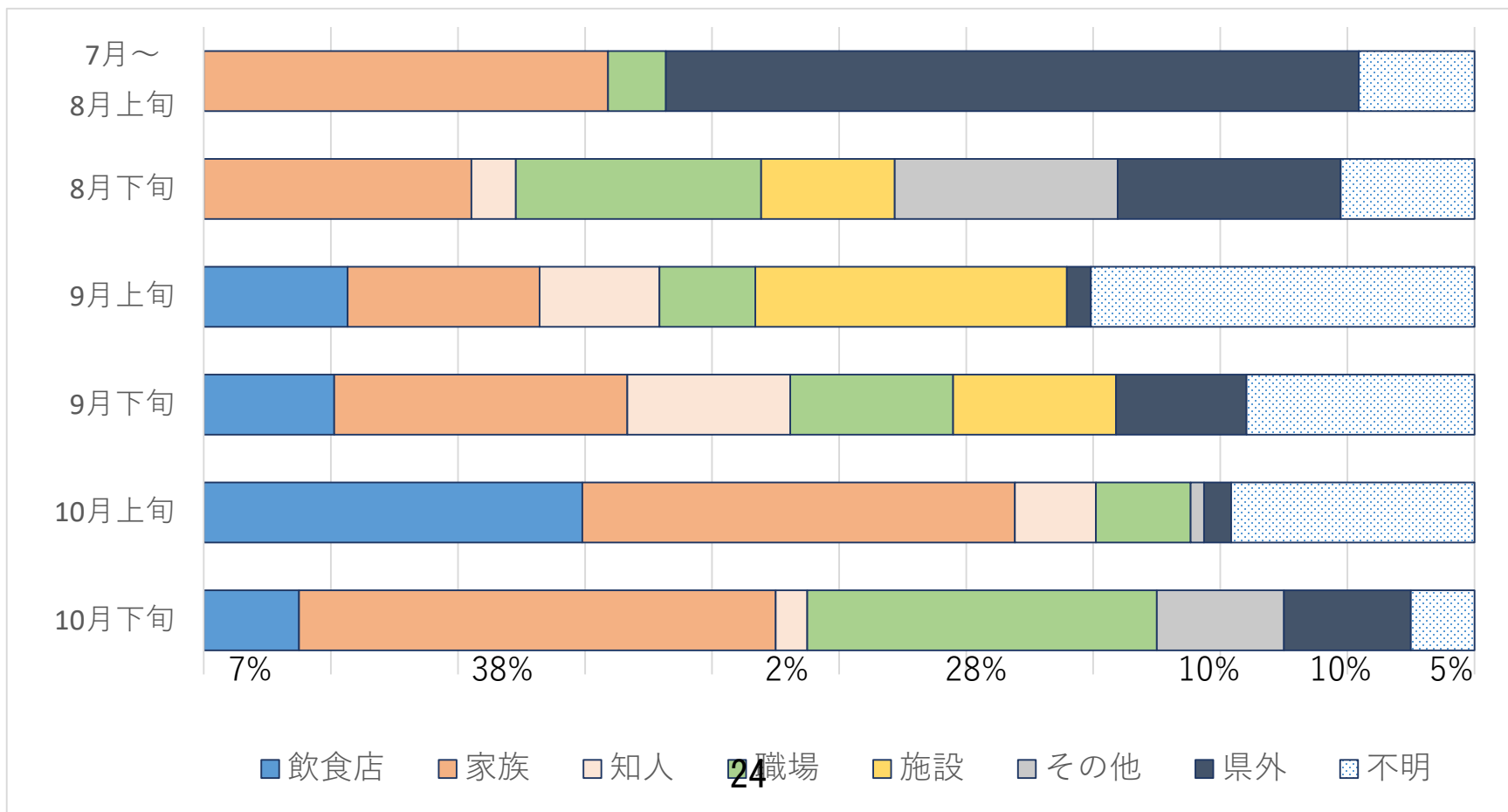
会津地方

中通り

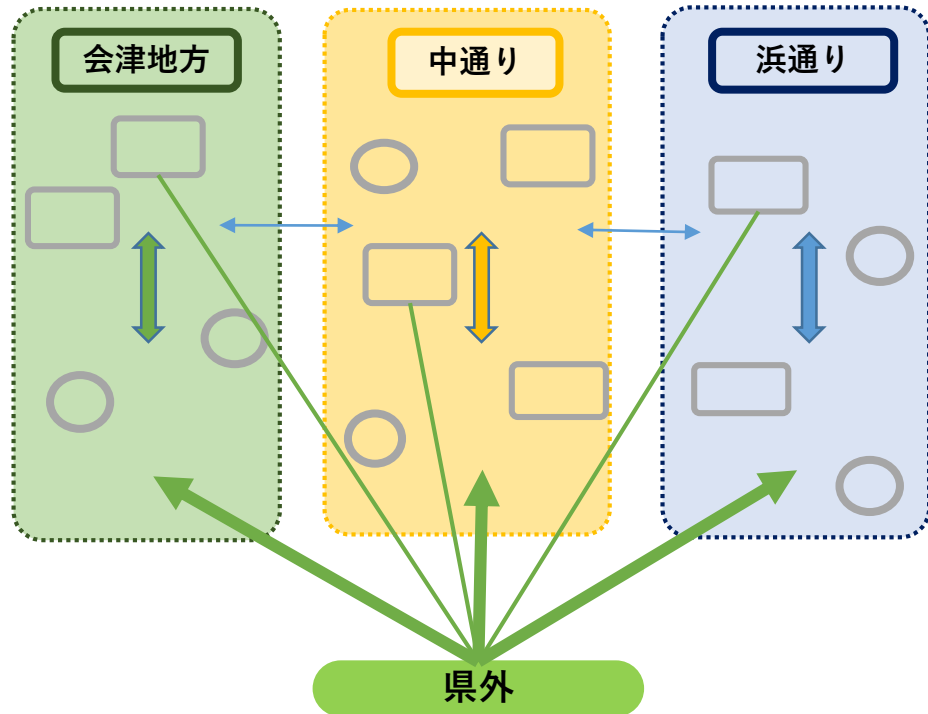
浜通り

4 推定感染源別割合【確定日】

	飲食店	家族	知人	職場	施設	その他	県外	不明
7-8月	0%	24%	2%	15%	8%	13%	28%	10%
9月	11%	18%	11%	10%	20%	0%	5%	25%
10月	23%	35%	5%	13%	0%	4%	5%	15%
7月~10月	13%	27%	6%	13%	8%	5%	11%	17%



5 県内の主な感染経路

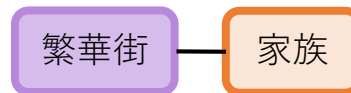


- 県内全域において県外を由来とした感染が確認され、そこから家族や職場で広がった
- 県内各地において確認された感染については、市町村を越えて広がった事例が見られたが多くは同じ地方内で確認された。
- 一部は仕事に伴う移動などにより、地方を越えた感染が確認された。

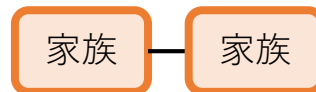
< 県内で確認されている感染経路 >



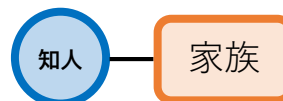
- ・ 県外に由来し、家族や職場に感染



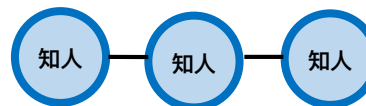
- ・ 繁華街からの感染が家族に感染



- ・ 家族内感染から別の家族に感染



- ・ 知人からの感染が家族に感染



- ・ 知人から知人へ感染



- ・ 職場での感染から家族に感染し、さらに別の知人に感染

6 現状分析

- 患者数は10月上旬をピークとして減少傾向が見られる。
- 8月には合唱活動、9月上旬には施設・医療機関、9月下旬から10月上旬には繁華街における飲食店のクラスターが確認され、感染者が増加した。
- 7月、8月においては、女性では10代、20代、男性では30代、50代の報告が多くみられたが、9月以降は40代前後にピークがみられた。
- 8月上旬までは県外由来の感染が多くを占めたが、その後、家族内、職場内での感染が増加した。県外から流入した感染を発端として家族、職場へ広がったと推測される。
- 郡山駅前の繁華街における感染が家族や職場での感染へ移行したが、10月25日以降新たな感染は報告されていない。

7 今後の対応策

- 県外由来の感染者の報告は継続しており、ここから局所的な流行が起こり得ると考えられる。そのため、引き続き県外からの流入に注意していく必要がある。
- 重症化するリスクの高い集団の感染を防ぐため、家族内感染から医療機関・福祉施設等へ持ち込まないよう感染対策の徹底を図るとともに、迅速な対応がとれるよう関係機関との連携を強化していく。
- 繁華街での感染拡大が起こった場合は、集団発生や感染拡大の長期化につながるため、「5つの場面」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を周知し、県民一人一人の行動につなげる。
- 積極的疫学調査による感染源、濃厚接触者の丁寧な調査を引き続き実施していく。

分科会から政府への提言

感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

令和2年10月23日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

「5つの場面」に関する分科会から政府への提言

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

緊急事態宣言を解除後、ほぼ半年が経過しようとしている。今冬をしっかりと乗り越えるためには、これまでの対策について評価することが必要である。

新型コロナウイルス感染症は、屋外で歩いたり、十分に換気がされている公共交通機関での感染は限定的であると考えられる。本感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、今冬に備えるためには、クラスター連鎖をしっかりと抑えることが必須である。

9月25日の分科会では感染リスクを高めやすい「7つの場面」を示した。その後、各自治体とのヒアリングなどを通してクラスターの分析がさらに進んだことから、今回、「5つの場面」に整理し、提示することにした。

さらに、飲酒を伴う会食においてクラスターの発生が多く見られていることから、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を取りまとめた。

政府においては、「感染リスクが高まる5つの場面」及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を、国民・社会に幅広く伝わるよう発信して頂きたい。

感染リスクが高まる「5つの場面」

【場面1】 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

【場面2】大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

【場面3】マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をするので、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

【場面4】狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

【場面5】居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

「5つの場面」に関する分科会から政府への提言

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
②なるべく普段一緒にいる人と、
③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド^{※1}はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要^{※2}。）
^{※1} フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
^{※2} 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン[★]を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン[★]の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



4

(参考) 7月以降のクラスター等の発生状況の推移

分類(件)	7月	8月	9月	10月 ※10月21日時点で公表されている件数
接待を伴う飲食店	47	41	23	17
会食	37	37	21	19
職場	86	100	80	55
学校・教育施設等	42	80	44	25
医療・福祉施設等	56	194	79	46
その他	53	71	68	31
総計	321	523	315	193

* 報道等情報を元に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において作成。

参考指標

※カッコ内は福島県の数値

	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況			
	病床のひっ迫具合 ※		療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と先週1週間の比較	感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ	現時点の確保病床数占有率 1/4(25%)以上 (118/469床以上)	①最大確保病床の占有率 1/5(20%)以上 (10/50床以上) ②現時点の確保病床数占有率 1/4(25%)以上 (11/42床以上)	人口10万人あたりの全療養者数 15人以上 (入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数) (277人以上)	10%	15人/10万人/週以上 (277人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ	現時点の確保病床数占有率 1/2(50%)以上 (235/469床以上)	①最大確保病床の占有率 1/2(50%)以上 (25/50床以上)	人口10万人あたりの全療養者数 25人以上 (462人以上)	10%	25人/10万人/週以上 (462人以上)	直近1週間が先週1週間より多い	50%
本県の現状 (10月29日現在)	※1 6.6% 〔 31床 〕	※1 ① 8.0% ② 9.5% 〔 4床 〕	※2 1.68人 〔 31人 〕	※3 ※4 0.4% 〔 8件 / 2,005件 〕	※2 ※3 0.43人 〔 8人 〕	※3 ▲ 24名 〔 直近 8人 / 先週 32人 〕	※3 ※5 12.5% 〔 1人 / 8人 〕

注 ※ 「病床のひっ迫具合」の「病床全体」については、本県においては既に病床確保計画上の感染ピーク時病床数（350床）を上回る469床を確保しているため、「最大確保病床の占有率」ではなく、「現時点の確保病床数占有率」を指標として設定。
また、「うち重症者用病床」については、現時点では、病床確保計画上の感染ピーク時病床数（50床）の確保に至っていないため、「最大確保病床の占有率」と「現時点の確保病床数占有率」の両方を指標として設定。

- ※1 本県の現状病床数には入院予定を含む。
- ※2 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定（1,846千人）。
- ※3 直近1週間（10月23日(金)～10月29日(木)）の累計により算定。
- ※4 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。
- ※5 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中（県外感染疑いを含む）を含む。